

令和5年12月11日

各指定障がい福祉サービス事業所等 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
運営指導課長

利益供与等の禁止の徹底について（通知）

平素より、本市障がい福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、指定障がい福祉サービス事業等の運営におきまして、利用者を紹介したことの見返りとして事業所間で金品を供与・収受することなどは、運営基準等で禁止されています。

また、就労移行支援、就労継続支援A・B型においては、利用者を金品で勧誘する行為は障がい者の意思決定を歪ませる行為であるため、運営基準等で禁止されています。

このたび、あらためて利益供与の禁止について下記のとおり周知させていただきますので、各指定障がい福祉サービス事業所等におかれましては、利益供与等の禁止を徹底するようお願いいたします。

なお、利益供与に該当する行為が確認された場合は、行政指導により改善を求め、改善に至らない場合には行政処分を行うことがありますのでご留意ください。

記

1 利益供与等の禁止について

- ① 指定障がい福祉サービス事業者等は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは、他の障がい福祉サービスの事業を行う者等またはその従業員に対し、利用者またはその家族に対して当該指定障がい福祉サービス事業者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- ② 指定障がい福祉サービス事業者等は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは他の指定障がい福祉サービスの事業を行う者等またはその従業員から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- ③ 当該規定は、全ての指定障がい福祉サービス事業者が遵守するものであるが、就労系の指定障がい福祉サービス事業者（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型）については、特に障がい者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行ってはならない。

【③の具体例】

- ・利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること
- ・障がい福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること
- ・障がい福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること
- ・利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと など

2 参考（基準省令等）

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）」第 38 条
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）」第 51 条
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）」第 34 条
- ・「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）」第 49 条
- ・「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）」第 46 条
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」第三 3 運営に関する基準（28）、第十 3 運営に関する基準（7）
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」第三 2 運営に関する基準（45）
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」第二 3 運営に関する基準（28）、第十 3 運営に関する基準（7）
- ・「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」第三 3 運営に関する基準（38）
- ・「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」第三 3 運営に関する基準（41）
- ・「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（平成 26 年 1 月 23 日障発 0123 第 2 号）」
- ・「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について（平成 26 年 3 月 28 日障発 0328 第 4 号）」

（問い合わせ先）

大阪市福祉局障がい者施策部

運営指導課（指導グループ）

TEL：06-6241-6527（プッシュ 3 番）